

○議長（井上勝彦君）順番4、2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）通告に従いまして一般質問を行います。

まず1点目は、小中学校適正規模・適正配置基本方針（案）についてです。

小中学校適正規模・適正配置基本方針（素案）が（案）に改訂され、四つの小学校で「第2回地域・保護者対象の説明会」が開催されたことを踏まえ、この小中学校適正規模・適正配置基本方針（案）について質問を行います。

まず1点目、学校小規模化が及ぼす影響として、①児童生徒の学習面・生活面、②部活動、③教職員の3点を挙げ、マイナス面を強調されていますが、小規模校にもいい点があります。一人ひとりの子どもの顔と名前が一致する小規模校は、子ども同士、子どもと教職員との間に温かい関係ができます。すべての子どもが何らかの係や役目の責任者になることもできます。学習面でも、子ども一人ひとりの状況がよくわかり、指導しやすくなります。学校小規模化が及ぼす影響について、納得のできる説明をしてください。

2、中学校の適正配置基本方針について。

「クラス替えができない学校については、校区の見直し、統廃合等を進めます。」「長期的には4校が望ましいと考えます。」ということですが、各中学校を中心に保・幼・小・中の連携や地域での子育て応援に取り組んできています。また、地域的、歴史的にも中学校区ごとのまとまりがあります。中学校をなくすということは、若い世帯が転入先として選択肢から外すことにつながりかねません。結局

は、さらに少子化が進むとともに、高齢化が進むということです。少なくとも、現在の7校は残すべきではありませんか。

3番目、第2回地域・保護者対象説明会で、どのような意見が出されましたか。

4番目、「今後は、教育委員会において地域ごとの具体的な実施計画を策定し、対象地域では統合準備会を設置いただき、課題に対する対応等について協議しながら進める。」ということですが、教育委員会が実施計画を策定し、対象地域で統合準備会を設置する前に、統廃合するかどうかについて、保護者・地域住民の合意が欠かせないのではありませんか。

二つ目の質問は、税の延滞金減免制度についてです。税の延滞金の利率は14.6%と高く、本税とあわせると大きな金額となる場合があります。税は納めなければなりません、事業に失敗したり、世帯主が病気になったりして、納められない場合があります。そのときに市役所に相談に行けばいいのですが、なかなか行けずに滞納し、延滞金も加わるとも考えられます。

地方税法第326条第3項には、「市町村長は納税者又は特別徴収義務者が第一項の納期限までに税金を納付しなかったこと、又は納入金を納入しなかったことについて、やむを得ない理由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。」とあります。この地方税法第326条第3項等による延滞金減免規定の制定を求めます。

以上です。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君の質問項目1、小中学校適正規模・適正配置基本方針に関する質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（松田良夫君）登壇〕

○教育長（松田良夫君）阪本議員の質問にお答えします。

学校小規模化が及ぼす影響については、議員もご承知のとおり、橋本市適正規模・適正配置検討委員会答申にも明記されているものであり、これらの課題解決の手段としては、学校規模の適正化を図るしかないと判断しています。つまり、中学校については課題が多くて大きいことから、「クラス替えのできない規模の学校は校区の見直し、統廃合を進める」としています。

3点目の、第2回地域・保護者対象説明会については、2月臨時文教厚生委員会で報告させていただいたとおり、2月8日に西部小学校、16日に清水小学校、26日に橋本小学校、27日に学文路小学校においてそれぞれ実施しました。その中でいただいた主な意見は、統合した学校に子どもがなじめるのか、学力面はどうか、また、通学が心配であるといった意見がありました。学校がなくなるとするのは、消えゆく村をイメージしてしまう。町おこしを行ってほしい。統合は決定事項なのかどうか。統合以外の方法はないのだろうか。考え直してほしいが、やむを得ないことである。などのご意見をいただきました。

そんな中で、準備会を早く立ち上げ、課題に対する具体的な対応の話を進めていかないと判断できないという意見もあり、準備会を設置し検討していくことに、概ね同意を得たと判断しています。

4点目の合意形成については、今述べたとおり、準備会を通して図っていくものと考えております。さらに言えば、基本方針（案）に明記しているとおり、保護者・地域住民・教職員・教育委員会など、関係者・関係機関の合意形成のもとで進めることが肝要である

と考えて進めてまいりますので、ご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君、再質問ありますか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）では、①と②とあわせたような形で再質問をいたします。

まず、提言に従ってこの案がつけられたと。適正規模・適正配置の提言に従ってということで、提言の中にも、「この適正規模・適正配置を検討する際の最優先事項は、子どもの最善の利益を実現する観点から考える」と。この検討委員会の中では、子どもの成長、発達を促進する教育条件とは何かという問題、一般論ではなくて、橋本市の実態に即して検討を重ねてきたというふうに提言にもあります。先ほども言われましたけれども、学校の統廃合、再編成は、保護者・地域住民・教職員・教育委員会など、関係者・関係機関の合意形成のもとで進めることが肝要であると。まず、この観点で進めるということで間違いありませんか。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）検討委員会におきましては、子どもの最善の利益、あるいは発達にふさわしい教育条件は何か。はじめに統合ありきではない。そこから論議を始めていただいております。そのために必要な教育条件として、いわゆる集団性の確保、それから多様な活動ができる普遍性、それから専門的な先生方に習える教育環境、そのあたりは、特に中学校で大事であるというご指摘をいただいておりますので、阪本議員おただしのおりでございます。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）そのことも踏まえて、統廃合がありきではないということなんですけれども、最終的には、そこに結論は案の段

階ではなっているんですが、平成19年度の資料で、ちょっと古いんですけど、いろいろと調べてみたら、和歌山県における市町村立中学校の学級数別学校数という表があったんです。これを見ましたら、和歌山県内では3学級という学校が49校と、中学校においては一番多いといえますか、結局は、各学年クラス替えができない規模の中学校在、県内では一番多いと。そういう中でも、いろいろな教育実践もされて、小規模校だからだめということはないという実践例がたくさんあると思うんです。そのことは、提言であるとか案の中にも含まれてると思うんですけども、それで間違いはないですか。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）ご指摘のとおり、和歌山県は山間僻地を多く抱える地域でございます。3学級の中学校が数多くある、そういう状況でございます。

そんな中で、きのくに教育協議会という、いわゆる県教育委員会の諮問機関があるんですけども、その中で、そういう学校を統合することによって教育環境をさらに良くすることができる、そういう提言もございました。議員ご指摘のとおり、規模の小さい学校も、地域の協力を得ながらさまざまな努力を重ねて、子どもの教育にあたっている学校が数多くあることは私も存じています。しかし、統合することによって、より良い教育環境が用意できる。そういうことを考えるならば、統合も教育環境を良くしていく、とるべき道であると、そういうふうに提言をいただきながら、教育委員会でも判断をしたところでございます。

以上です。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）何と申しますか、今まで幼保一元化5カ年計画にしましても、この

中学校区を基礎に考えてきた歴史というか、経過があると思うんです。各中学校には、先ほども言いましたけれども、それぞれの歴史もありますし、地域としてのまとまりもあります。そういう中で、統合することも一つの良い教育環境をつくっていくことだと判断されたということなんですけれども、今までつくってきた地域としてのまとまり、そういうものを、まあ言うたら壊すことになりかねないかということも、やはり説明会の中でも、多分数多く出されたと思うんですけども、そういうことがあっても、それでもなおかついいですか、統合したほうが良い教育環境が得られるというふうにお考えなんですか。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）学校というのは地域に支えられて、あるいは地域に見守られて、あるいは学校そのものが地域づくりを果たしてきた、そういう歴史もあったと思います。提言の中でも、統合は得るものも大きいが失うものも大きい、その大きな失うものは何かというたら、地域性も考えていかなければならない、そういうふうに思慮するところです。

したがって、統合とともに新しい地域のあり方、学校と地域のかかわり方、そういうものも準備会の中で、どうすることが地域を支え、さらに子どもの教育環境を良くすることにつながるのか、そのあたりも論議の対象にしていかなければならない、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）ただ、今度の、最初に西部中学校と学文路中学校を橋本中学校に統合するという案でいいましたら、かなり範囲が広いと思うんです。通学の不安もたくさん出されてますけれども、やはり、今の橋本市には、今までにない条件があると思うんです。

一つには、古佐田丘中学ができたということで、古佐田丘中学ともう一つ私立の中学校に、小学校から中学校に2割の生徒が抜けていくと。これがまず、今までにない条件としてあります。

それと、前に文教厚生員会で湖南省のほうに発達支援の研修にも行ったんですけれども、今、いろいろな学習障がい児と申しましょうか、いろいろなつまずきを持った子どもが増えているという問題。そこでも、だいたい20%から25%の子どもがその対象になるというふうな説明も受けたんですけれども、何と申しますか、対人関係を、人と人とのつながりをうまく持てない子どもが増えているんじゃないかと思うんです。

テストをすれば、成績には問題はないと。だから、ずっと問題なく来るんだけど、最終的に、中学を卒業した、まだ先の話にはなるんですけれども、就職をしたときになかなか対人関係がうまくいかずに、結局仕事が続けられない。転職をしようと思っても、その方に合った仕事になかなか見つからずに、働く意欲があっても就職ができないという、そういう相談も実際に受けたこともあるんですけれども、そういうケースというのは、学校が小規模なほど見つけやすいと思うんです。一人ひとりの子どもと先生とのつながりも深くなりますし、統合によって規模が大きくなれば、その子どもがおとなしい子どもであれば、本当に埋もれてしまっていると申しますか、テストの成績では全然問題がないので、気づかれずにそのまま育ってしまう。中学校も卒業してしまうということもあり得ると思うんですけれども、やっぱりそういう、今の、今までにない社会情勢から言えば、そういう子どもを見つけるのにも、小規模校のほうが良いのではないかというふうにも思うんです。これが二つ目と。

それと、今まででしたら割とどかな田園地といいますか、橋本市は田舎というか、のどかだったと思うんですけども、それでもやっぱり時々メールなんかでも入ってくるけど、例えば、下半身を露出した人が現れたであるとか、いろいろと暗い中帰ってくる子どもに対する不安というのは、保護者にはたくさんあると思うんです。今までにはないような状況がある中で、比較的近い距離に中学校があるということは、また小規模校であるということは、子どもにとってというか、教育環境としてはいいのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（井上勝彦君） 教育長。

○教育長（松田良夫君） 議員ご指摘のとおり、さまざまな発達の課題を抱えた子どもが増加傾向にあるというのは、そのとおりです。それに伴って、先生方のカウンセリングマインドというんですか、その子たちを見ていくまなざし、あるいは教育相談機能というのは、かなりアップしてございます。小学校の早い段階でそういった発達障がいを発見して、個別的な対応をしているというのが今の状況ですので、少々規模が大きくなっても、その子たちへの対応は十分していける体制はとれる、とらなければならぬ、そういうふうにご考えてございます。

それと、規模が大きくなっても、今、さまざまな教育環境を考えていく中で、少人数指導という、そういう加配もかなりたくさん増える傾向があります。いわゆる個々の課題が大きくなったので、やはり職員体制を増やして、そういう子どもたちにも対応していこうという、そういう傾向もございまして。

したがって、そういう子どもたちに対しては、やや規模が大きくなっても対応ができるというふうに判断してございまして、具体的にどういう課題があつて、どういう対応がで

きるのかというあたりについては、準備委員会でも丁寧に説明していくことができると思っています。

それとやはり、今ご指摘ありましたように、通学の負担、そして通学の安全確保、これもやっぱり相当大きな問題かと思えます。具体的に防犯灯をつけてくれとか、いろんなご意見をいただいています。それも具体的にその地域を見て、どこが危ないのか、どうすることによって負担を軽減し、安全確保をし、また、保護者に納得してもらえるのか。そのあたりも準備会で十分検討していく材料にしていきたい、そのように考えてございます。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）ただ、3番にも入ってくるんですけども、説明会でどのような意見が出ましたかということで、今、準備会の話も出てますが、教育委員会としましては、この案に従って、提言にしても案にしても、統廃合ありきではないという前提はあるにもかかわらず、説明会であるとかでは、結局は統廃合ありきといいますか、統廃合に向かった説明が行われていると思うんです。

私自身は、3回目と4回目の説明会に参加させてもらったんですけども、結局はありきの中で、こういうことはどうでしょうかということに対して、こうこうですという説明があり、また、保護者の皆さんも、内心は本当は統廃合してほしいんだけど、これは決まったことだから仕方がないんじゃないかというような、そういう雰囲気を実際には感じるんです。

本当は、提言の中では、地域の問題点も含めて大きな議論をわき起こしていくことが大事というようなところがあったと思うんですけども、なかなかこの説明会、3回目、4回目は比較的五十数人ぐらいは参加されてたと思うんですけども、例えば、その前に行

った紀見の説明会なんかでは、10年先ということもあると思うんですけど、本当に参加者が少なかったですし、なかなか地域で議論をわき起こすというところまでは行っていないというのが実情ではないかなと思うんです。

でも、本当だったら、地域も巻き込んだ議論をどういうふうにしてつくり上げていくかということも大事なことだと思いますし、そのときに、やっぱり言ってもしょうがないというふうに市民が思うということ自体が、議論をわき起こさない原因になるんじゃないかと思うんですけども、その辺ではいかがでしょうか。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）教育委員会からの話題の提供の仕方にも課題があったのかなというふうなことも考えます。準備会の中で、いろんなご意見が出てきます。それも、即時性をもって、広く市民の方にお伝えして、お考えいただくような、そういうことも考えていきたいと思っております。

統廃合ありきで話を進めているというような印象を持たれるというふうな話もございましたけども、私どもは、最終やっぱり合意形成、これを前提として統合を進めていく、そういう立場であります。そのためのプロセス、今、説明会をして、こういう形で統合を考えていますという説明をしておるんですけども、それはあくまでも合意形成を得るための道である、そういうふうに判断してございますので、またいろんな形で、市民参加の討論の場というのも考えていきたいと思っておりますので、またご支援いただけることありましたら、よろしく申し上げます。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今、合意形成ということが大事ということと言われたんですけども、準備会をつくっていくことイコール統廃

合が決まりましたということではないということですね。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）準備会の構成いただく方ですけれども、統合に賛成の方ばかり集まってもらっても、いい論議にはならないと思います。慎重な方、反対の方、いろんな立場の方にお入りいただいて論議いただく、そのことが大切かと思っています。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）要するに、準備会でどういう方に入ってもらうかというのは、本当に大事なことになると思うんです。その中で、今、教育長は、賛成の方ばかりじゃなくていろんな方がとおっしゃったんですけれども、その人選をどうするんかというのが、すごく難しい課題になってくると思うんです。

この間、4回目のときの学文路小学校での説明会でも、同じような質問が出てたんですけれども、保護者の代表といったらPTAの役員ですかという質問があって、そうですというような回答があったんですけれども、それだったらなかなかいろんな考え、役員にもいろんな考え方の方はいらっしゃると思うけれども、なかなか広く意見を出してもらえる準備会にはならないのではないかなという危惧があるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）保護者に一番期待できることは、我が子の発達を願うという立場の人やと思います。そういう意味で、保護者の意見というのは非常に貴重やし、大切にされなければならない、そういうふうに思います。

それと、メンバー選びですけれども、公募、手を挙げて入っていただく、そういう方も必要かと思っています。構成員はだいたいこのような人ということはあるんですけれども、メンバ

一の数とかそのあたりについては、ちょっと慎重に検討したいと思います。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）ちょっと前後してしまって申しわけないんですけれども、どうしても3校の統合ということになりましたら、両端の部分を取り残されたような気持ちになると思うんです。通学の距離が増えてしまいますので、そのときに、それだけ遠いのであれば、もう結局、私立の中学校に行くことを選択するとか、今以上に橋本市立の中学校に進学しようという方が減ってしまうのではないかなという心配もするんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）いろんな考え方があると思いますけれども、その辺も準備会の中で調査するとか、アンケートをとるとか、そんな方法も一つの方法論として考えられるのかなと思います。そのことによって、どれだけの子どもが、あるいは保護者が、これやったら私立へ行こうか、古佐田丘中へ行こうかと判断されるのか、全くちょっと予想できれへん状況ですので、そのあたりは具体的な調査でないと回答は得られないかなというふうに感じます。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）私自身は、今度のこの統廃合問題については、先ほどからも言いましたけど、地域のかたまりというものもなくしてしまいますし、また、中学校がなくなるということは、それだけ、新しく引っ越し先を、転入先を探しておられる方は、やっぱり若い世代、小学校、中学校にこれから行く子どもを持っている世代からすれば、やっぱり学校が近いところというのが条件になってくると思いますので、結局、中学校がないということは、そのまちを、若い人が入ってこな

い、高齢者ばかりのまちになってしまうのではないかなと一番心配するんです。中学校があるということが、まちづくりの基本にもなってくると思うので、その次の第二弾につきましても、統廃合については反対なんです。

ですが、この準備会の中でになるのか、最初の小規模化が及ぼす影響の中で、教職員の問題もあるということでおっしゃられました。提言の中にも詳しく書いてあります。それから説明会の中で、学級規模ではなくて学校規模が問題なんだというふうにおっしゃられました。それは、中学校の場合、教科担当制なので、教職員の配置に一番苦労するということがあるとは思っています。

だけでも、先ほども言いましたけど、和歌山県内は小規模校が多いと。そういう中で、県の教職員の配置基準では足りなくても、その分を市が教育にどれだけお金をかけれるかということにかかってくると思うんです。教職員のその辺の問題についても、もっと具体的に学校自身が発信をしていかないと、本当にこの教育の問題というのは、市全体というか、市民全体の問題にはなっていくにくいんじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）学校の代表者もその準備会には入っていただけますし、小規模化が及ぼす影響についても具体的な目線で課題を語っていただけるし、学校目線で方向性も示していただける、そういうふうにございます。

教職員の数、規模が小さいほど増やすのが課題になってくるんです。加配は多人数ほど多くなっていくというような現状もございますので、その辺、どれだけ県として対応していただけるのかどうかも含めて、準備会の中で、しっかり教職員の数の問題、補強の問題、

そのあたりも論議していきたい、そういうふうに思います。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）財政的な裏付けというのは、教育委員会ではなくて市当局のほうだと思うんです。本当に橋本市の教育に、どこに住んでいても同じ条件で教育が受けられるように、本当に住んでいる場所によって不利になることがないように、教育予算というのはいずれとも増やしていただきたいなと思うんです。できたら市長か副市長にお願いしたいんですけど。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）橋本市は、市のほうで非常勤の先生の予算、他市に比べて相当大きな予算をつけていただいております。それに伴って、さまざまな学校課題が解決しているケースもたくさんありますので、市長にご配慮いただいているという状況でございます。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）そのことはよく承知しているんです。少人数学級といいますか、その部分に予算をかなり割いてもらっている。それに加えて、担当教科が足りない分の補充についても、ぜひとも積極的に考えていただきたいということで言わせてもらいました。よろしくお祈りします。1番終わります。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目2、税の延滞金減免制度に関する質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（森川嘉久君）登壇〕

○総務部長（森川嘉久君）税の延滞金の減免規定についてのご質問にお答えをさせていただきます。

市税の延滞金は、定められた納期限を過ぎると、その翌日から完納されるまで年利

14.6%により日割り計算し、納めていただくこととなります。ただし、納期限の翌日から1カ月を経過する日までは、7.3%または特別基準割合（平成25年は4.3%）の低いほうの年利率を適用しています。これは、納期限までに納付された多くの納税者との公平性を保つことを目的としているためです。

市税の延滞金の減免につきましては、地方税法第15条の9、納税の猶予の場合の延滞金の免除等で、延滞金を免除しなければならない場合が定められており、当該事項に該当する場合は適正に運用しているところです。

また、おただしの同法第326条の第3項等には、市町村長の裁量により市税の延滞金が減免できるとの規定がされており、「市町村長がやむを得ない理由があると認められる場合」の判断については、平成21年2月9日、担当課で事務対応マニュアルを内規として定め、滞納者個々の事情に応じて、当該内規に従って運用しているところです。

なお、実運用面においては、延滞金制度の趣旨である納期限内納付者との公平性や、納期限内の自主納付を促進させるということなどを念頭に、納期内納税者とのバランスが非常に重要であることから、慎重な取り扱いをしているところです。

このたびの議員おただしの減免規定の制定につきましては、現在、内規にとどめていますが、公平性の観点を考慮し、今後は他市の状況等も参考にしながら研究をしてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほど、お願い申し上げます。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君、再質問ありますか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）この税の延滞金につきましては、本当に利息が14.6%と高くて、何とかならないものだろうかといろいろと調べ

てましたら、減免の取扱要綱を定めている自治体がありまして、それをずっと調べてましたら、先ほど紹介しました地方税法第326条第3項というのがあるということがわかったんです。私自身がそれで初めて知ったんです。

今、橋本市にも、ホームページを見ましたら、この内規というのは出てませんので、橋本市には減免の制度がないんだと思っていたら、実は内規があって、実施はされているということがわかりましたので、公平性の観点からも、ぜひこれを公表できるものにして、公表をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（森川嘉久君）実は、県内9市を調べましたところ、半数以上の市におきまして、現在、市税規則のところもありますし、減免自体の規則を制定しておるところもあるんですけども、規則で公表をしておるところが半数以上にのぼっております。そういう状況でございますので、今後、橋本市につきましても、今の内規につきましては運用マニュアルとなっておりますので、かなり煩雑な点もございますので、それをそのままという形ではございませんけども、もう少し簡略化して、市民の方にもわかりやすいような形で、きちっとした形を制定させていただけたらというふうに考えております。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）よろしくお願ひします。終わります。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君の一般質問は終わりました。

この際、午後2時40分まで休憩いたします。

（午後2時24分 休憩）